特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
適用条件	■ 適用条件	■ 三重県公共工事共通仕様書（令和6年7月制定）を適用（部分改正を行った内容も含む（最新改正：令和8年7月一部改定）） □ 「土木構造物設計マニュアル（案）　　編」を適用 □ 設計変更を行う際に変更対象となるかどうかについて受注者・発注者の共通の目安を示す三重県設計変更ガイドライン（案）（平成27年4月1日）を参考とする。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
	■ 諸経費工種	■ 諸経費工種 （道路維持工事）
	■ 主な作業機種	■ 掘削機種（ □ 0.13m3 ■ 0.28m3 ■ 0.45m3 □ 0.80m3 □ 1.40m3 □ 人力 □ BD15t級 ） ■ 運搬機種（ ■ 2.0tDT ■ 4.0tDT □ 10.0tDT ）
	□ イメージアップ経費適用工事	□ イメージアップの内容（率分）（ ） □ イメージアップの内容（積上）（ ）
	■ その他（ 週休2日制試行（通期） ）	■ 着工前には役場と関係者（代表）及び、区長に連絡の上着工すること。 ■ 設計と現場が合わないこと又は、問題点が生じたときは監督員と協議し、処理すること。 ■ 材料搬入に伴い道等を通行し、損傷した場合は請負者の責任とし、復旧工事を行う、又通行に伴い地元からの苦情が出ないように工事を完了すること。 ■ 出来高図面及び、数量は請負者により整理し提出すること。 ■ その他（工期全体を通じて、週休2日の確保に取り組むものとする。）
入札・契約方式	□ 指名競争入札 ■ 条件付き一般競争入札 □ 同日落札制限方式 □ 総合評価方式 □ 随意契約 □ プロポーザル方式	□ 同日に落札できる件数は、1業者1件とする。 □ 本件工事で提案不履行があった場合は、本件工事完成年度の翌年度に総合評価方式で発注する案件（以下「発注工事」という。）で、貴社の評価点において発注工事の加算点（満点）の1割を減点します。
工事カルテ作成・登録		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、工事カルテ作成・登録を行うこと。
工程関係	□ 別途工事との工程調整が必要あり	□ 調整項目（ □ 資材等の流用 □ 仮設及び工事用道路等の調整 □ 建設機械等の調整 □ 施工順序の調整 □ その他（ ） □ 別途協議 （ ）
	□ 施工時期、施工時間及び施工方法の制限あり	□ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
	□ 他機関との協議が未完了	□ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
	□ 占用物件との工程調整の必要あり	□ 占用物件名（ □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ ））
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
用地関係	□ 用地補償物件の未処理箇所あり	□ 未処理箇所（ □ 別添図 □ No. ～No. □ 別途協議 ）
		□ 完了見込み時期（ □ 令和 年 月頃 □ 別途協議 ）
	□ 仮設ヤードの有無	□ 仮設ヤード（ □ 官有地 □ 民有地 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 仮設ヤード使用期間（ ）
		□ 仮設ヤードからの運搬距離（L＝ km）
	■ その他（ 既設境界杭等 ）	□ 使用条件・復旧方法（ ）
		□ 用地幅杭の復元を落札業者の責任において、実施すること。
		■ その他（ 既設杭等がある場合は、落札業者の責任において復元すること。）
仮設備関係	□ 仮設備の設置条件あり	□ 使用期間及び借地条件 （ □ 別添図等 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 転用あり（ 回）
		□ 兼用あり（ ）
		□ その他（ ）
	□ 仮設物の構造及び施工方法の指定	□ 構造及び設計条件 （ □ 別添図等 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 施工方法（ ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町（令和8年11月）

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
公害対策関係	□ 施工方法の制限あり	□ 制限項目（ □ 騒音 □ 振動 □ 水質 □ 粉じん □ 排出ガス □ その他（ ））
		□ 施工方法等（ □ 指定工法名（ ） □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 施工時期 （ ）
	□ 事業損失防止に関する調査あり	□ 調査項目 （ □ 騒音測定 □ 振動測定 □ 水質調査 □ 近接家屋の事前・事後調査 □ 地盤沈下測定
		□ 地下水位等の測定 □ その他（ ） □ 別途協議（ ）
		□ 調査方法 （ □ 別途資料 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 調査費 （ □ 別途資料 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	■ 漁業関係による調整	■ 工事施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。
		□ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみで説明が困難な場合は発注者に同行すること。
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
安全対策関係	■ 交通安全施設等の指定あり	□ 交通安全施設等の配置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		■ 交通管理要員の配置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） ■ 別途協議 ）
		□ 指定路線 □ 指定路線以外
		□ 配置人員数（ 人）（うち交通誘導警備員A（ 人））
	□ 近接公共施設等に対する制限	□ 施工時間の制限
		□ 工法制限あり
		・近接公共施設名等 （ □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 □ 水道 □ ガス □ その他（ ））
		・制限を受ける工種 （ ）
		・制限内容 （ ）
	□ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	□ 安全防護施設等の配置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 保安要員の配置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ その他（ ）	■ 工事を着手するに当り、予告看板等に配慮を行うこと。
		□ その他（ ）
工事用道路関係	■ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	□ 経路及び使用期間の制限内容 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ 仮設道路の設置条件あり	□ 使用中及び使用後の措置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 用地及び構造 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 安全施設 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
		□ 使用中及び使用後の措置 （ □ 別途図面 □ その他（ ） □ 別途協議 ）
	□ その他（ ）	■ 道路の使用許可他の協議については請負者が行うこと。
		□ その他（ ）
工事支障物件関係	■ 工事支障物件あり	■ 支障物件名 （ □ 鉄道 □ 電気 □ 電話 ■ 水道 □ ガス □ 有線 ■ その他（下水道））
		□ 移設時期 （ □ 別途協議）
		□ 防護 （ ）
	■ その他	■ その他（ 工事支障物件については、事前に調査確認を行うこと。 ）
排水工（濁水処理を含む）関係	□ 濁水、湧水等の排水に際し、制限あり	□ 項目及び基準値（ ）
	□ 水質調査等必要あり	□ 調査項目（ ）
	□ その他（ ）	□ その他（ ）
薬液注入関係	□ 薬液注入工法等の指定あり	□ 工法区分（ ） □ 材料種類（ ） □ 施工範囲（ ）
		□ 削孔数量（ ） □ 注入量 （ ） □ その他 （ ）
		□ 工法関係（ ） □ 材料関係（ ）
	□ 提出書類あり	
	□ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認	
	□ その他（ ）	□ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町（令和8年11月）

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
建設副産物情報 交換システム		■ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システム（副産物システム、発生土システム）にデータを入力すること。
残土・産業 廃棄物関係	■ 残土処分（自由処分） □ 残土処分（指定処分・他工事流用） ■ 産業廃棄物の処理条件あり □ 提出書類あり □ その他（　　）	■ 残土処分地（　□ 別途資料　　■ その他（受入地未定につき別途協議とし、暫定的に運搬距離を4kmとして計上） □ 処分地の処理条件あり（　　□ 押土整地　　□ その他（　　）） ■ 産業廃棄物の種類　（　　■ コン塊　■ アス塊　□ 木材　□ 汚泥　□ その他（　　）） ■ 産業廃棄物の処分地　（　■ 再生処分場（　　）　□ 最終処分場（　　）　□ 別添図書 □ その他（　　）　□ 別途協議　） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（　　）に記入のこと。】 □ 処分地での処理費　（　　□ 計上あり（　　□ 処理料　□ 押土整地　□ 被覆土）　□ その他（　　）　□ 別途協議） □ 処分場の受入条件　（　　） ■ アスファルト舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニュフェスト）について、監督員に提示しなければならない。 なお、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。 □ その他（　　）
産業廃棄物税		□ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
再生材使用関係	■ 再生材使用の指定あり □ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく □ 認定製品の使用について □ その他（　　）	■ 再生材の種類（　■ 再生Asコン　□ 再生路盤材　■ 再生クラッシャーラン　□ 道路用盛土材　□ 再生コン砂　） □ 再生材が使用出来ない場合の措置（　□ 新材に変更　□ その他（　　）　□ 別途協議　） □ 再生コンクリート砂（1購入先当たり1検体の試験を行い、試験報告書には、使用する工事名称、所在地を記載する。） □ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用する。ただし、認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議。 （認定製品の品名：　　） 【注：認定製品の品名欄については、設計単価表の品名を記入すること】 □ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名：　間伐材製工事用バリケード・看板・標示板　） □ その他（　　）
その他	□ 工事用機材の保管及び仮置きの必要あり □ 現場発生品あり □ 支給品あり □ 盛土材等工事間流用あり □ その他（　　）	□ 保管場所（　　）　□ 期間（　　）　□ その他（　　） □ 品名（　　）　□ 数量（　　）　□ 保管場所（　　）　□ その他（　　）） □ 品名（　　）　□ 数量（　　）　□ 引渡場所（　　） 時期（平成　　年　　月　　日）　その他（　　） □ 運搬方法（　□ 受注者で運搬　□ 受注者以外で運搬　□ 別途協議　□ その他（　　）） □ 引渡場所（　□ 別添図等　□ 別途協議　□ その他（　　）） 数量（　　）　運搬距離（L＝　　km） □ その他（　　）
	■ 工事完成図書（工事写真含む） ■ 電子納品対象外	□ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 電子媒体の提出部数は、（　□ 2部　□（　　）部）とする。 □ 出来高図面について、製本し1部提出すること。 □ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和　　年　　月改訂）を適用
	■ 町内企業優先使用	■ 本工事に於いて、下請け契約を締結する場合には、当該契約の相手方を多気町内に本店及び営業所（建設業法において規定する営業所）を有する者の中から選定するよう努めること。
	■ 建設資材の県内産製品優先使用	■ 本工事に使用する建設資材について、規格・品質等の条件を満足するものについては、県内産資材の優先使用するよう努めること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町（令和8年11月）

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明示項目	明示事項	条件及び内容
その他	■ 不当介入を受けた場合の措置	■ 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力県内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 暴力団員等による不当介入（多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱）を受けた場合の措置について (1) 受注者は暴力団員等（多気町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱）による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこ (2) (1)により三重県警察本部に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 (3) 受注者は暴力団員等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこ
社会保険等未加入対策	■ 社会保険等未加入対策 （健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）	■ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請契約（受注者が直接締結する請負契約に限る。）の相手方としてはならない。 ■ 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 ■ 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。

（注）上記受託業務事項・条件及び内容の■印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

多気町（令和8年11月）